

持ち込める廃棄物の例示

| 種類 | 内容 | 具体例 | 許可種類 | 処理施設 |
|------------|--|---|---------|------------------|
| 厨芥 | 炊事場から出る野菜、魚介などのくず * 許可業者の場合は野菜・花くずを含む。 | 残飯、調理後の野菜 ・魚介くず、煙草の吸殻、茶殻 | 普通ごみ | 清掃工場・中防粗大 |
| 紙くず | 紙製のくず * 産業廃棄物の紙くずを除く。 | 書類、シュレッダーくず、ペーパータオル、紙おむつ(非感染性で汚物が除去されているもの) | | |
| 木くず | 木製のくず * 産業廃棄物の木くず(貨物流通用木製パレット等)を除く。 | 木製まな板、木製家具製品、建具類 * 許可業者の場合は植木くずを含む。 | | |
| 繊維くず | 天然繊維のくず * 産業廃棄物の繊維くずを除く。 * 産業廃棄物の廃プラスチック類(合成繊維くず等)を除く。 | カーテン、布団、衣服(皮革製品を除く) * 許可業者の場合は畳くずを含む。 | | |
| (滅菌済)医療廃棄物 | 滅菌処理したことによって、事業系一般廃棄物として清掃工場へ持ち込み可能となった物 * 一般廃棄物収集運搬業の許可の種類「医療廃棄物」とは異なる。 | | | |
| 皮革関連廃棄物 | 皮革関連事業者から排出される皮革くず、シェービングくずなど(別途「皮革関連事業廃棄物取扱い」による) | | | |
| 弁当がら等 | ・オフィスビルの従業員等の飲食に伴い排出される弁当がら等 ・飲食店(レストラン、ファーストフード等)、小売業店舗(スーパー、コンビニ等)から排出される食材を包装していたビニール、プラスチック製容器等 | | | |
| 道路公園ごみ | 道路(都道を除く)、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物 | 落ち葉、草、枝、木、紙コップ、(弁当がら、缶、ビン) | 道路・公園ごみ | 防選別機 燃・中防粗大・中 |
| 都道清掃ごみ | 都知事の管理する道路の清掃により発生する一般廃棄物 | | | |
| し さ | 水再生センター等から発生するしさを * しさ:スクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称(スクリーンかす) | | しさ・ふさ | 清掃工場 |
| 植木くず | 樹木の剪定に伴って発生する植木くず | 植木の幹、枝、葉、根(土を払い落としたもの) | (自己持込み) | 清掃工場・中防粗大 |
| 畳くず | 畳屋から発生する畳くず(畳屋から発生する障子、ふすまを含む。) * 産業廃棄物の廃プラスチック類(合成繊維くず等)を除く。 | | | |
| 野菜・花くず | 市場、八百屋から発生する野菜くず、又は花屋から発生する花くず | | | |

※焼却残灰及びふさ(貯留槽等の水面に浮かんでいるかす(スカム))は、最終処分場へ

※中防不燃・・・不燃ごみ処理センター

※中防粗大・・・粗大ごみ破碎処理施設